

令和7年度 市民後見人養成研修（基礎研修）募集要項（厚木市）

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、厚木市市民後見人養成研修を開講します。

なお、本研修は、原則として動画配信による受講（一部は集合研修）となります。

2 実施団体等

主 催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（神奈川県委託事業）

共 催 社会福祉法人厚木市社会福祉協議会（厚木市委託事業）

3 応募資格

次のすべてに該当し、市民後見人として活動することをめざす方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、厚木市に住民登録があり、今後も、引き続き厚木市に居住して活動をする予定の方
- ② 令和8年3月31日現在の年齢が、満25歳以上満70歳以下の方
- ③ 基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者
- ⑤ 成年後見人等を受任している団体に所属又は関与していないこと
- ⑥ 親族以外の任意後見契約受任者、任意後見人、成年後見人等になっていないこと
- ⑦ オンライン研修（Web研修）が受講できる方
- ⑧ 基礎研修の受講申込後、速やかに厚木市社会福祉協議会にて実施する面談を受けること

4 応募にあたっての注意事項

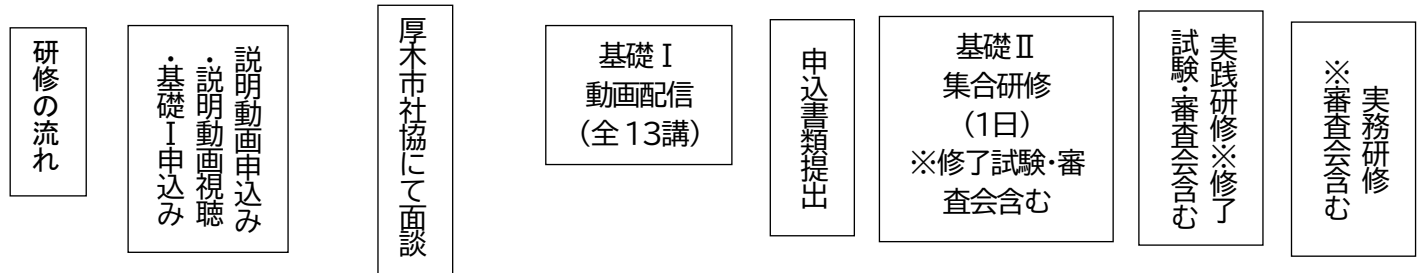
- ① 市民後見人養成研修は、今回の「基礎研修」に引き続き、厚木市が実施する「実践研修」と「実務研修」が予定されています。「実践研修」の受講に当たっては、講義内容の習熟度等を確認するための試験を行い、所定の申込書類と合わせて「実践研修」へ進むことができる方を選考いたします。「実務研修」までの流れについては「実践研修」時にご案内いたします。
- ② 「基礎研修」・「実践研修」・「実務研修」の受講により養成研修の修了となります。
- ③ 養成研修を受講することによって、成年後見人等になることの保証及び資格を得るものではありません。成年後見人等は、個別の案件に応じて、家庭裁判所から選任されます。
- ④ 成年後見人等の活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本養成研修の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。
- ⑤ 応募に当たっては、オンデマンド配信による「市民後見人養成研修（基礎研修）説明動画」を必ずご視聴ください。
- ⑥ 厚木市の市民後見人の活動について、ご理解の上で研修を受講していただくため、説明を中心とした面談を実施する予定です。面談は必須ですので、ご承知おきください。なお、面談を受けることが難しい場合は、基礎Ⅰの申込みが出来かねます。

5 養成人数 10名程度（実践研修に進むことができる人数）

6 受講料 無料（会場までの交通費は自己負担）

7 研修の概要

時期 6/2(月)～7/4(金) 6/2(月)～7/16(水) 7/18(金)～8/19(火) 8/26(火) 9/9(火)・9/30(火) 10月以降 1月以降



※「基礎Ⅰ」第13講で「基礎Ⅱ」に進むための申込書類について説明があります。

※「基礎Ⅱ」は神奈川県社会福祉センターでの開催を予定しています（会場が変更となる場合もあります）。

8 応募方法

次の応募フォームからお申込みください。

※なお、応募フォームが利用できない方は、

メールで「氏名」「住所」「電話番号（日中連絡がとれる番号）」「メールアドレス」の4点を記載し、kouken@knsyk.jp へてに送信してください。

（神奈川県社協よりメール返信いたします。受信できるアドレスでご連絡ください。）

【応募フォーム】

<https://forms.gle/UiFvvdBqvVdkZUxQ6>



9 基礎研修の評価と実践研修への流れについて

①基礎研修は実践研修と一体のプログラムです。基礎研修修了後の審査会で選考された方は引き続き、厚木市において実践研修の開講が予定されています。

②実践研修に進むことができる方の選考については、以下のA～Cの観点により総合的に評価します。

A 全研修（動画視聴・集合研修）の受講

B 市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢

C 最終日に実施する試験 ※

※基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかなどを確認するためのものです。

※実践研修から実務研修への流れについては、実践研修時にご案内いたします。

10 実践研修について

①実践研修は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として平日の日中に開講される予定です。

②実践研修の受講にあたっては、実費相当額（交通費、昼食代等）を負担いただくことがございます。

11 実務研修について

①実務研修は、実践研修修了後の審査会で選考された方が受講いただける研修となります。厚木市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の訪問に同行いただく研修内容となるため、原則として平日の日中に開講される予定です。

②実務研修の受講にあたっては、実費相当額（交通費、昼食代等）を負担いただくことがございます。

市民後見人養成研修（基礎研修）事務局

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護推進課（かながわ成年後見推進センター）
〒221-0825 横浜市中区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター8階
電話：045-534-6045（平日9時から17時まで）
ファクシミリ：045-314-3472
電子メール：kouken@knsyk.jp

市民後見人養成研修（実践研修・実務研修）実施予定事務局

社会福祉法人厚木市社会福祉協議会 厚木市権利擁護支援センターあゆさば
〒243-0018 厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター4階
電話：046-225-2939
ファクシミリ：046-225-3021
電子メール：kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp